

## 重要な技術情報の保護のために

近年、企業の重要な技術情報が国内外に流出する事件が多発している。

背景には、グローバル競争の激化、人材の流動化等があると考えられる。特に新興国の企業は、競争力強化のために積極的に日本の技術者のスカウトに力を入れているといわれており、近年の技術流出にかかる裁判でも、原告側企業は退職者や提携先企業の技術者から情報が漏えいしたと主張している。

本稿では、上記状況を踏まえた各企業の情報管理体制の見直しのきっかけとしていただくべく、技術情報の法的保護について主に解説する。

なお、本文中における見解は筆者の私見であることを予めお断りしておく。

### 1. 技術情報を法的に守る2つの方法

製品の製造方法等、重要な技術情報を保護する方法として、従前は特許権の取得が主に検討されており、実際に多くの企業が積極的に取組みを進めてきた。特許権を取得することにより、当該技術について独占的な使用が認められ、他者に模倣された場合には差止請求や損害賠償請求等の請求を行うことができる。

一方、特許を出願すると原則として1年6月で当該技術情報が公開されてしまうため、例えば以下の基準のもと、特許化する情報(=権利化して守る情報)と、営業秘密として取り扱う情報(=秘匿して守る情報)を区分する企業が多くなってきている。

- 製品や事業活動等から、技術情報の内容が社外に漏れるか否か  
⇒漏れるのであれば、秘匿しきれない情報であるため特許取得を検討するべき
- 競合他社で独自に製造される可能性が高いか否か  
⇒高いのであれば、秘匿しきれない情報であるため特許取得を検討するべき
- 特に海外を念頭に、そもそも特許権に基づく請求を行うことが合理的か否か。権利侵害の発見が合理的なリソース投下の範囲内で可能か否か  
⇒合理的であれば、権利化する意義があるため特許取得を検討するべき



## 2. 営業秘密とは

広義の営業秘密には、(1)法令により保護されるものと、(2)契約により保護されるものが含まれる。以下、それについて概要、留意点等を述べる。

### (1) 法令により保護される営業秘密

#### ① 日本の法令

日本における営業秘密を保護する法令としては、不正競争防止法がある。同法による保護を受けるには、同第2条6項に定める「営業秘密」の以下の3要件をすべて満たす必要がある。

- 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)  
⇒当該情報が客観的に有用であることが必要
- 公然と知られていないこと(非公知性)  
⇒情報保有者の管理下以外では一般に入手できないことが必要
- 秘密として管理されていること(秘密管理性)  
⇒客観的に秘密として管理していると認識できる状態にあること、具体的には情報にアクセスできる者を特定し、情報にアクセスした者が、それが秘密であると認識できることが必要。一方、要求される情報管理の程度や態様は秘密として管理される情報の性質、保有形態、企業の規模等に応じて決せられる

以上の要件を満たす情報について、不正に取得され、使用又は開示された場合に差止め(法第3条)、損害賠償(法第4条)、信用回復措置(法第14条)等を請求することができる。

#### ② 諸外国の法令

日本の不正競争防止法上、国境をまたいだ営業秘密の不正取得事件では、どの国の法律が準拠法となるか明確にされていないこともあり、備えとして進出先国の関連法令を把握しておくことが必要となる。ここでは中国、米国について概要を記載する<sup>1</sup>。

#### 【中国】

営業秘密として認められるための要件として、刑法第219条3項に以下の3要件が定められている。反不正当競争法第10条においても、ほぼ同様の要件が定められている。

- 権利者に経済的な利益をもたらすことができ、実用性を備えている技術情報及び経営情報であること(実用性)
- 公知ではないこと(非公知性)
- 権利者が秘密保持措置を講じていること(秘密管理の措置)

要件を満たす情報について、不正に取得され、使用又は開示された場合には差止め(反不正当競争法25条)、損害賠償(同法20条)を請求することができ、営業秘密を侵害した者は刑事罰の対象とされる(刑法第19条1項)。

<sup>1</sup> 経済産業省資料「諸外国における営業秘密管理について」(平成21年10月30日)  
<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g91030a05j.pdf>

## 【米国】

営業秘密として認められるための要件として、統一営業秘密法<sup>2</sup>第1条4項に以下の3要件が定められている。

- ・ その開示又は使用によって経済的価値を得ることのできる他の者に、一般に知られておらず、適切な手段によっては容易に解明されないこと(非公知性)
- ・ 現実の、又は潜在的な独立の経済的価値が得られること(有用性)
- ・ 秘密性の保持のために、当該状況の下において合理的な努力の対象となっていること(秘密管理の合理的な努力)

また、連邦経済スパイ法は以下の3要件を定めている。

- ・ 社会には一般に知られていないもので、かつ既に突き止められていないものであること(非公知性)
- ・ 当該情報から現実的であり、潜在的であり独立した経済的価値を引き出していること(独立した経済的価値)
- ・ 所有者が当該情報を秘密にしておくために、合理的な手段を講じていること(秘密管理の合理的手段)

統一営業秘密法は民事上の請求、連邦経済スパイ法は刑事罰をそれぞれ定めている。

日本において営業秘密として認められるための要件である有用性、非公知性、有用性につき、ほぼ同様の要件が中国、米国においても要求されている。営業秘密として認められるための要件については各国で大きくは変わらない。これはドイツ、韓国等においてもほぼ同様の状況である。一方、秘密管理措置として求められる水準には差異があり、日本は諸外国に比して厳格であるとされている<sup>3</sup>。

### ③ 留意点－秘密管理性、不正使用の立証、海外への流出時の問題

秘密管理性の認定については日本では厳格に運用されている。さらに経済産業省が作成している「営業秘密管理指針」において、求められる管理事項が詳細に亘っていることから、どの程度まで情報管理を徹底する必要があるか、判断が難しい状況にある<sup>4</sup>。

また、いざ営業秘密情報の漏えいが判明し、損害賠償等を求める場合の立証にも困難が伴う。

同様に営業秘密侵害者に対して刑事罰を求める場合についても、営業秘密を奪われた企業側が個別に証拠をそろえて告訴する必要があるなど、企業負担が重く、政府の対応も後手に回ってしまっている。こうした現状、問題認識に基づき、被害企業の告訴がなくても、当局が独自に捜査を開始できるようにする不正競争防止法の改正案が検討されている<sup>5</sup>。さらに、上述の「営業秘密管理指針」を改正し、ファイルに「マル秘」と表示するだけでも法的な保護対象として認める等、秘密管理性の認定基準を緩和し、被害者側の条件を緩め、加害者を罰することに重点を置く改正が検討されている。

ただし、海外への流出時には、たとえ日本で訴訟を提起して勝訴したとしても、裁判結果は原則として国内的効力しか有しないため、当該国で日本の判決が承認されず、執行できない可能性に留意せねばならない。

<sup>2</sup> 州統一法委員会全国会議が統一州法案として作成したもの。多少の修正が加えられた上、ほぼすべての州で採択されている。

<sup>3</sup> ジュリスト2014年7月号「座談会／営業秘密をめぐる現状と課題」

<sup>4</sup> ジュリスト2014年7月号「座談会／営業秘密をめぐる現状と課題」

<sup>5</sup> 日刊工業新聞(2014年6月12日)「経産省、不正競争防止法を改正へ－営業秘密保護を強化」

<http://www.nikkan.co.jp/news/nkx1520140612aaan.html>

## (2) 契約により保護される営業秘密

### ① 概要

法令に基づく請求を行うには、当然ながら法定要件を満たす必要があるのに対し、契約に基づく請求は、当該契約条項の定めへの違背により直ちに義務違反が成立し請求が可能となる。情報漏えい発生時のスムーズな対応の準備として、また情報漏えい発生の予防策として、秘密保持契約の締結は必須であるといえる。

ただし、取引先との契約については、法的な制約・問題点は少ないものの、従業員との秘密保持特約・競業避止特約の締結については、当該従業員の職業選択の自由、営業の自由からの制約がある。一方で、経済産業省委託調査における企業へのアンケート結果<sup>6</sup>として、過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかにあったと回答した企業の回答中、営業秘密の漏えい者について、外部・取引先が10%以下にとどまったところ、一番高い割合を占めたのは中途退職者(50.3%)であり、従業員と法的に有効な契約を締結しておく意義は極めて高い。

### ② 従業員との秘密保持特約・競業避止特約の有効性

従業員との契約については、職業選択の自由等、憲法上の権利からの制約があるが、以下の点を充足することで、有効性が担保される可能性が高まると考えられる<sup>7</sup>。

- 契約が労働契約として、適法に成立していることが必要
- 企業側に営業秘密等の守るべき利益が存在する
- 上記守るべき利益に関係していた業務を行っている(いた)特定の者が対象になっている
- (競業避止特約について)競業避止義務期間が1年以内となっている。あるいは2年以上に亘るなど過度に長期に亘っていない
- 禁止行為の範囲につき、業務内容や職種等によって限定を行っている
- (競業避止特約について)代償措置(高額な賃金など「みなし代償措置」といえるものを含む)が設定されている
- (競業避止特約について)合理的な範囲での地理的制限となっている
- 禁止行為の範囲が、個別・具体的な文言となっている

前述したアンケート結果によると、特に代償措置については、競業避止特約を締結している企業においても86.2%が講じていないと回答しており、特約の有効性については多くの企業で見直しの必要性があると考えられる。

<sup>6</sup> 平成24年度経済産業省委託調査 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「人材を通じた技術流出に関する調査研究報告書(別冊)営業秘密の管理実態に関するアンケート」調査結果  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/H2503chousa.pdf>

<sup>7</sup> 平成24年度経済産業省委託調査 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「人材を通じた技術流出に関する調査研究報告書」  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/houkokusho130319.pdf>

### 3. まとめ

企業による重要技術情報の保護について、政府においても、産業競争力の確保、ひいては国益の確保の観点から法令等の改正による企業の負担軽減に向けた検討が進められている。各企業においては、当該法令等の改正に応じて、適宜、情報管理体制を改め、より効率的かつ有効なものとしていく必要がある。

また、特にリスクが高い退職者からの情報漏えいを防止するために、契約による保護を実効的なものとしなければならない。代償措置の導入に加え、多くの企業で実施されていない退職者の再就職先の把握<sup>8</sup>を行うなど、契約を締結して安心するのではなく、その後の義務履行を確実なものにするための取組みが重要である。

グローバル競争が激化していく中で、日本企業の優れた技術情報が、さらに多くの海外企業からターゲットとされることは当然の帰結である。海外における情報漏えい対策には困難が伴うものの、それに対する防衛策を講じることは自社の利益のみならず、国益の確保という社会的責任を果たすためにも、もはや必須の備えであるといえよう。

KPMGコンサルティング株式会社  
マネジャー 水戸 貴之

<sup>8</sup> 「人材を通じた技術流出に関する調査研究報告書(別冊)営業秘密の管理実態に関するアンケート」によると、61%の企業が「ほとんどの役員・従業員の再就職先を把握していない」と回答している。

### KPMGコンサルティング株式会社

東京本社  
〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番5号  
大手町ファイナンシャルシティ ノースタワー  
TEL : 03-3548-5305  
FAX : 03-3548-5306

名古屋事務所  
〒451-6031  
名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー  
TEL : 052-571-5485

[kpmg.com/jp/kc](http://kpmg.com/jp/kc)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.